

平成 28 年 1 月 25 日

## 訴 訟 書 類 送 付 状

送付先	東京地方裁判所民事第 24 部合議 D 係 書記官 松本 秀夫 様 〒100-8920 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号 Fax: 03-3581-5444 Tel: 03-3581-5411
送付先	原告 唯野 久子 ほか 原告ら代理人 弁護士 島 昭宏 先生 東京都中央区築地 3-9-10 築地ビル 3 階 アーライツ法律事務所 Fax: 03-6264-1998 Tel: 03-6264-1990
送付先	原告 崔勝久、朴鐘碩 ほか Fax: 045-871-5643 Tel: 045-871-5643
送付者	被告 GE ジャパン株式会社 被告 GE ジャパン株式会社代理人 弁護士 山川 亜紀子 フレッシュフィールズブルックハウスデリングー法律事務所 東京都港区赤坂 5-3-1 赤坂 Biz タワー 36 階 Fax: 03-3584-8501 Tel: 03-3584-8500
事件番号 当事者名	平成 26 年 (ワ) 第 2146 号 原発メーカー損害賠償請求事件 平成 26 年 (ワ) 第 5824 号 原発メーカー損害賠償請求事件 原告 唯野 久子 ほか 被告 GE ジャパン株式会社 ほか
送付書類	平成 28 年 1 月 25 日付 上申書 2 頁 添付書類 17 頁

上記の通り書類を送付いたしますので、よろしくご査収下さい。  
当事者代理人におかれましては、下記受領書を裁判所と当代理人のそれぞれにお送り下さいます  
よう、お願い申し上げます。

## 受 領 書

上記文書を平成 28 年 月 日受領しました。

(受領者) 原告代理人

弁護士

㊟

裁判所	東京地方裁判所民事第 24 部合議 D 係 書記官 松本 秀夫 様 Fax: 03-3581-5444
被告代理人	被告 GE ジャパン株式会社 被告 GE ジャパン株式会社代理人 弁護士 山川 亜紀子 Fax: 03-3584-8501 Tel: 03-3584-8500

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

直送済み

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野久子 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

### 上 申 書

平成28年1月25日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告GEジャパン株式会社訴訟代理人

弁 護 士 岡 田 和



弁 護 士 山 川 亜 紀 子



弁 護 士 高 橋 茜



弁 護 士 大 田 愛 子



1 訴訟代理人を選任している原告ら（以下、「代理人選任グループ」という）は、代理人選任グループと、訴訟代理人を選任していない原告ら（以下、「選定当事者グループ」という）とでは、「争点が完全に異なるため、今後証拠関係も共通せず、併合審理によると、審理を無用に複雑化させ、訴訟遅延の原因になる」ので、弁論を分離するよう上申し（2016年1月27日付け弁論分離の上申書）、選定当事者グループも同趣旨の申立てをしている。

2 しかし代理人選任グループと選定当事者グループのいずれも、原告らが被ったと主張する「福島原発事故による損害」を原子炉の製造者に請求するものであって、帰するところ、原賠法の効力とその解釈が争点であることに変わりはない。そして、準備書面（1）及び（2）で述べたとおり、こうした請求が法律上認められる余地がないことは極めて明白である。また、原告は、「訴訟遅延の原因になる」など言うが、争点が法律論である以上、既に審理は尽くされたというべきであって、「訴訟遅延」が問題になる余地もない。

3 そもそも、原告らは、「原発メーカー訴訟の会」を結成し、「原発反対」という政治的な主張を実現する立場から、「原発の製造と輸出をやめさせること」を目的に、本件訴訟を提起した。しかし、提訴後間もなく、島代理人をはじめとする原告弁護団と、本件訴訟を「第二の日立闘争」と位置付ける事務局の原告崔勝久や原告朴鐘碩らとの間で、運動方針等を巡る「内紛」が生じ、原告弁護団が両氏の代理人を辞任し、二つのグループに分裂した（添付の各グループのウェブサイト参照）。しかし、分裂後も、選定当事者グループは、「原発メーカー訴訟の会・本人訴訟団」を名乗り、代理人選任グループを中心とする「原発メーカー訴訟の会」は、選定当事者グループに対して「支援・協力を行う」としており、今後の動向は定かではない（上記資料参照）。

このように、両グループは、もともと政治的立場を同じくして、本件訴訟を提起しておきながら、訴訟とは無関係の活動方針等を巡る「内紛」が理由で分裂したものであり、こうした分裂を訴訟活動に持ち込もうとすること自体が極めて遺憾である。こうした原告ら内部の「内紛」を理由に弁論を分離するべきではない。

4 いずれにしても、上記のとおり、両グループの請求が、法律上根拠がないことが明らかになっている以上、弁論を分離することなく、速やかに審理を終結したうえで、原告らの請求を却下・棄却するよう求める次第である。

以上